

東社協福祉施設経営相談室だよりNo.72 平成20年12月3日

TEL03-3268-7170 本相談室へのご相談には下記メール

keiei-soudan@tcs.w.tvac.or.jp をご利用ください。

## 社会福祉法人定款上の「総数」の定義が「現員」に変更されました。

ご承知のように、社会福祉法人の定款において、理事会等の開催要件、議決要件として使用されている理事総数の定義は本来、定款の理事定数が理事総数となるものですが、やむを得ない理由で欠員が生じている場合、欠員を除いた理事現数が理事総数となります(従前の総数は、欠員が生じていても定款記載の定数でした)。これは、厚労省から、欠員が発生している場合、「総数＝現数」である旨、解釈が示されたものです。

上記は、成立要件や議決要件の分母の定義の変更ですが、議決要件(単純多数決、特別多数決)上の母数を出席者数とする変更ではありません。あくまで、母数は「欠員」のみ除くのであって、欠席者は母数からは除くことはできません。

また、上記解釈は、欠員が生じている状態を認めるということではなく、欠員が生じたら速やかに補充されることが必要であり、長期にわたる欠員は指導検査における指摘事項であることは従前どおりです。

.....  
関連して、以下に社会福祉法人における理事会・評議員会の議決に要する出席者数について、整理してみましたので参考にしてください。

【議長の議決権行使をめぐって】(東京都福祉保健局指導)。

議長の議決権行使は次によります。①理事会における単純多数決(過半数で決定)及び評議員会の場合。議長は出席者にカウントしますが、議決権は可否同数のときにのみ行使できます。②理事会における特別多数決(3分の2以上で決定)の場合。議長は最初から議決権を行使できます。したがって、単純多数決議案に係る理事会では、過半数を超える出席者数に1名を加えた出席者数が議決に要する最少出席者数となります。また、同様に、評議員会の議案における議長の議決権は(議案が全て単純多数決であるため)可否同数のときにのみ行使することになりますので、評議員会では、過半数を超える出席者数に1名を加えた出席者数が議決に要する最少出席者数となります。なお、過半数議決議案においては、例えば議長以外全員が賛成の場合は、可否同数ではないことから議長は議決権行使できません。

以上の結果、(議長の議決権の行使時期の相違を原因として)理事会の「特別多数決」の場合の最少出席者数の方が、「単純多数決」の場合の最少出席者数より少ないケース(6名現数が該当)や議決に要する最少出席者数は最少成立数では足りない事態(評議員会で該当)が生じることになります。下表にてご確認ください。

<理事会・評議員会における議決に要する最少出席者数等。( )内は評議員会関係>

理事(評議員) 現数	左の場合における理事会 (評議員会)最少成立数	議決に要する最少出席者数	
		過半数議決議案	3分の2以上議決議案
5名(12名)	4名(7名)	4名(8名)	4名
6名(13名)	4名(7名)	5名(8名)	4名
7名(15名)	5名(8名)	5名(9名)	5名
8名(17名)	6名(9名)	6名(10名)	6名
9名(19名)	6名(10名)	6名(11名)	6名
10名(21名)	7名(11名)	7名(12名)	7名